

## クリーニング所における消毒方法等について

(昭和 39 年 9 月 12 日 環発第 349 号)

(各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省環境衛生局長通達)

改正 令和 4 年 9 月 21 日生食発 0921 第 1 号

クリーニング業法の一部を改正する法律の施行については昭和 39 年 8 月 12 日環発第 306 号をもって通知したところであるが、伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生省令で指定する洗たく物の消毒方法及び消毒したと同等の効果を有する洗たく方法については左記により取り扱うこととしたので関係者に対しその趣旨の徹底を図り遺憾のないよう御配慮願いたい。

### 記

#### 第 1 消毒方法及び消毒の効果を有する洗たく方法について

- 1 法第三条第三項第五号の規定による消毒方法は、他の法令に定めがあるものを除き、次の各号の一によること。ただし、石炭酸水、クレゾール水又はホルマリン水を使用する消毒に関しては伝染病予防法施行令第三条第二項に規定する医薬品を使用してもさしつかえないこと。

なお、伝染病予防法第一条第一項又は第二項に規定する伝染病の患者のせんたく物を委託することは、同法第 10 条の規定により、一般的には禁止されているものであること。

- (1) 蒸気消毒(10 分間以上、摂氏 100 度をこえる湿度に触れさせるものをいう。)
  - (2) 熱湯消毒(10 分間以上、摂氏 80 度をこえる熱湯に浸すものをいう。)
  - (3) ホルムアルデヒドガス消毒(あらかじめ真空にした装置に容積 1 立方メートルにつきホルムアルデヒド 6g 以上を発生せしめ、同時に水 40g 以上を蒸発させ、密閉したまま摂氏 60 度以上で一時間以上触れさせるものをいう。)
  - (4) 酸化エチレンガス消毒(あらかじめ真空にした装置に酸化エチレンガスとこれを不活化する炭酸ガス等を 1 対 9 の割合に混じたものを同時に注入し、常圧にもどすか又は加圧した後、摂氏 50 度以上で 1 時間以上触れさせるものをいう。)
  - (5) 石炭酸水消毒(石炭酸水(日本薬局方フェノール 2 分、水 98 分)中に摂氏 30 度以上で 10 分間以上浸すものをいう。)
  - (6) クレゾール水消毒(クレゾール水(日本薬局方クレゾール石けん液 1 分、水 99 分)中に摂氏 30 度以上で 10 分間以上浸すものをいう。)
  - (7) ホルマリン水消毒(ホルマリン水(日本薬局方ホルマリン 1 分、水 99 分)中に摂氏 30 度以上で 10 分間以上浸すものをいう。)
  - (8) 過酢酸消毒(過酢酸濃度 150ppm 以上の水溶液中に摂氏 60 度以上で 10 分間以上浸すもの又は過酢酸濃度 250ppm 以上の水溶液中に摂氏 50 度以上で 10 分間以上浸すものをいう。)
- 2 1 の各号に示した消毒方法に代えて行なうことができる消毒の効果を有する洗たく方法とは次の各号の 1 に指すものであること。
    - (1) 摂氏 80 度以上の熱湯で 10 分間以上洗たくする方法

- (2) サラシ粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素濃度が 250ppm 以上の液に摂氏 30 度以上で 5 分間以上浸し、終末濃度が 100ppm 以上になるような方法で漂白することをその工程の中に含む洗たく方法
  - (3) 四塩化エチレンに 5 分間以上浸し洗たくした後、四塩化エチレンを含む状態で摂氏 50 度以上に保たせ 10 分間以上乾燥させるという方法による洗たく方法
  - (4) 過酢酸濃度 150ppm 以上かつ摂氏 60 度以上の水溶液で 10 分間以上洗たくする方法又は過酢酸濃度 250ppm 以上かつ摂氏 50 度以上の水溶液で 10 分間以上洗たくする方法
- 3 消毒の効果を有する洗たく方法については前記以外の方法によつてもこれらと同等以上の消毒の効果を有するものもあると考えられるので、当局で検討のうえ必要に応じ順次追加する予定であること。

## 第2 運用上留意すべき事項

- 1 第1に示した消毒方法は、一般的消毒方法を示したものであり、特別の事情のある場合に必要に応じ行政庁、医師等がより高度の消毒方法を指定したときは、これによるよう指導すること。
- 2 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生省で指定した洗たく物は、消毒が完了するまで又は消毒の効果を有する洗たくが完了するまでは専用の棚又は容器に収めるなど他のせんとく物と接触することのないよう区分を確実にしておくよう指導すること。
- 3 洗たくの方法は施設設備の構造、機能等により、また洗たく物の種類により種々異なるものと思われるので消毒方法についても1種類に限ることなく、それぞれに適した効果のある方法を採用するよう指導すること。
- 4 おむつなどし尿による汚染の甚だしい洗たく物については、消毒又は消毒の効果を有する洗たくを行なう場合は消毒液や漂白剤を頻繁に取り代えるなど汚物による消毒の効果を減少させないように注意すること。また、おむつなどに附着しているし尿を放流する場合は、終末処理場のある下水道に放流する場合を除き、必ずし尿を浄化することができる装置を設けるよう指導すること。